

若手社会人家庭観醸成・男性育児参画意識啓発事業業務委託仕様書

1 業務名

若手社会人家庭観醸成・男性育児参画意識啓発事業

2 期間

契約締結の日から令和7年2月14日（金）まで

3 事業目的

働く若い世代が、結婚、妊娠・出産、子育て、仕事を含めた将来のライフデザインを希望どおり描けるよう、その前提となる知識・情報を提供するセミナーを開催するとともに、男性の家事・育児への参画について意識啓発を図るセミナーを開催することにより、若手社会人の家庭観の醸成、男性の育児休業取得の気運醸成及び家事・育児への参画を促進することを目的とする。

4 業務内容

(1) 「若手社会人向けライフデザインセミナー（仮称）」の企画・実施

結婚観・家庭観の醸成や結婚に向けた行動を喚起するため、若手社会人を対象としたライフデザインセミナーを企画・設計・実施すること。

<概要>

①対象

県内在住の入社1～3年目を中心とした若手社会人 100名程度

※概ね30歳未満の社会人を想定

②開催時期

令和6年10月頃

③開催方法

オンライン開催又は対面開催（ハイブリッドも可）

※より多くの若手社会人が参加できるような開催方法を提案すること

④内容

結婚、妊娠・出産、子育て、仕事を含めた将来のライフデザインを希望どおり描けるよう、その前提となる知識・情報を提供し、結婚や子育てについて前向きに考える機会を提供する内容となる講演を行うこと

※結婚、子育ては個人の自由な意思決定に基づくものであることから、特定の価値観を押し付けたり、不必要なプレッシャーを与えたりすることがないように留意すること

⑤講師の選定

結婚、妊娠・出産、子育て、仕事を含めた将来のライフデザインを描くために必要となる知識・情報に対し、深い知見を有する者を提案すること

⑥参加者確保のための広報

参加者を募集するにあたり、チラシ等の作成、フリーペーパー、SNS等を活用した効果的な広報を実施すること

⑦参加者に対するアンケートの実施

セミナー終了後、参加者に対するアンケートを実施すること

⑧講演のオンデマンド配信の実施

講演の様子は、申込者限定で、一定期間オンデマンド配信を行うこと

(2) 「男性育休当事者の家事・育児参画セミナー（仮称）」の企画・実施

育児休業を取得した男性の家事・育児参画を促進するためのセミナー（「男性育休当事者の家事・育児参画セミナー（仮称）」）を企画・設計・実施すること。

<概要>

①対 象

県内在住の将来の男性育休当事者（未婚含む）及び結婚・出産予定のカップル 100名程度

②実施時期

令和6年11月の土曜日又は日曜日に1回（2時間程度）

③開催場所

オンライン（ZOOM）※取材受け入れ可能な配信会場を山形市内に設けること

④内 容

（ア）育児休業制度についての理解を深めるとともに、結婚後の育児・家事の重要性・必要性について訴えかけ、性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャスバイアス）を取り払う意識改革を行うこと及び男女が共同で行う家事・育児のコツを伝えることを主題とした講演を行うこと。

（イ）上記（ア）の内容を具体的な日常でのやり取りや家事・育児に当てはめたテーマによるグループワークを行うこと。

[展開イメージ]

| | |
|---------|---|
| 講演 | [内容] 有識者による講演（法改正の概要、男性育休の現状・実態、家事・育児参画の重要性、アンコンシャスバイアス、男女が共同で行う家事・育児のコツ）、質疑応答 [講師等] ・講師1名 |
| グループワーク | [内容] 講演の振り返り、グループに分かれての討議・情報交換 [講師等] ・ファシリテーター1名 ・先輩家庭協力者5名程度（県内在住の実践者） |

※より効果的と思われる内容、若しくは同程度の効果が見込まれる内容でも可とするが、予め県と協議すること。

⑤講師等の選定

効果的に事業を実施するため、以下の者を配置すること。

（ア）講演

男性の育児休業取得、家事・育児等への参画に対して深い知見を有し、複数の講演実績のある者とする。

（イ）グループワーク（ファシリテーター）

男性の育児休業取得、家事・育児等への参画に対して深い知見を有し、ファシリテーターとして複数の実績のある者とする。

（ウ）グループワーク（先輩家庭協力者）

山形県内在住で、男性育休取得実績があり、育休期間終了後も引き続き家事・育児に率先して取り組む者とする。なお、より効果的と思われる場合は夫が育児休業を取得した女性を一部加えることも可とする。

⑥参加者確保のための広報

- ・周知用チラシを作成・発送すること。（A4版、フルカラー、2000部、送付先は契約締結後に県が指示する）なお、効果的と思われる送付先の提案を妨げないものとする。
- ・テレビCMやラジオCM等を活用した広報を実施すること。なお、より効果

的と思われる方法の提案を妨げないものとする。

⑦参加者に対するアンケートの実施

セミナー終了後、参加者に対するアンケートを実施すること。

⑧講演のオンデマンド配信の実施

講演の様子は、申込者限定で、一定期間オンデマンド配信を行うこと。

⑨レポートの納入

講演で使用したテキスト、グループワークで出された意見等及び参加者に対するアンケートの集計結果等をまとめたレポート（PDF形式）を納入すること。（なお、当該レポートは、「やまがた子育て応援サイト」の男性の家事・育児参画を促進するコンテンツにおいて県が公開する。）

5 業務完了報告書の作成

- (1) 委託業務が完了したときは、速やかに業務完了報告書を作成し、提出すること。
- (2) 業務完了報告書には、セミナーの参加者リスト、実施状況、実施成果等を含むこと。また、事業の実施にあたっては、下記の重要業績評価指標（KPI）の達成を目標とし、事業効果測定として、本業務の効果を検証の上、今後の事業展開の方向性について分析を加えた報告を併せて添付すること。

【重要業績評価指標（KPI）】

| 項目 | 目標値 |
|---|------|
| 「若手社会人向けライフデザインセミナー（仮称）」の企画・実施 | |
| セミナーの参加者数 | 100人 |
| セミナー参加者のうち、自分の将来設計について考えることができた、又は考えるきっかけになった者の割合 | 80% |
| 「男性育休当事者の家事・育児参画セミナー（仮称）」の企画・実施 | |
| セミナーの参加者数 | 100人 |
| セミナー参加者のうち、セミナーの内容が有意義だったと回答した割合（満足度） | 80% |
| セミナーの参加者のうち、家事・育児の男女共同参画の必要性を感じた者の割合 | 90% |
| セミナー参加者のうち、新たに取り組むべき家事・育児について気づきが得られたと回答した者の割合 | 90% |

6 受託にあたっての留意事項

- (1) 委託業務の実施にあたっては、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、その他関係法令を遵守すること。
- (2) 個人情報の取扱いについては、各種法令遵守を徹底するとともに、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (3) 事業実施により得た情報（個人情報を含む）等については、すべて県に帰属するものとする。
- (4) 本業務で使用する画像・映像等の著作権及び肖像権など権利関係の処理及び調整は、本業務の受注者が行うこと。
- (5) 本仕様書記載の委託業務の内容については、実施段階において、契約額の範囲内で内容を変更することがある。
- (6) 本事業は、「地域少子化対策重点推進交付金」を活用した事業であるため、当該委託事業についての帳簿を備え、他の経理と区分し、さらに、「若手社会人向けライフデザインセミナー（仮称）」、「男性育休当事者の家事・育児参画セミナー（仮

称)」それぞれについても区分したうえで、委託事業の収入及び支出を記載し、委託料の用途を明らかにしておくこと。

- (7) セミナーの講演料については、1人1日あたり10万円を上限とする。(税、旅費・交通費等の支給は除く。)
- (8) 本委託業務の一部を第三者に委託する場合は、再委託先ごとに業務の内容、再委託先の概要及びその体制について、事前に県に協議し承認を得なければならない。
- (9) 委託事業に係る関係書類は委託事業終了後5年間保存すること。